

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回所沢市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	令和5年7月26日(水) 午後1時30分～2時45分		
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室		
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)		
説明者の職・氏名			
報 告 事 項			
議 題	1. 令和4年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について・公開 2. その他・公開		
会 議 資 料	資料1 令和4年度 所沢市国民健康保険特別会計決算(案) 資料2 国民健康保険特別会計収支状況 資料3 国民健康保険 被保険者数(年間平均)・保険給付費・国民健康保険税の推移 資料4 令和4年度 所沢市国民健康保険特別会計剰余金の扱いについて		
担当部課名等	<p>健康推進部長 越智三奈子</p> <p>収税担当参事 大野 義彦</p> <p>国民健康保険課長 石川 純也 国民健康保険課主幹 遠藤 康代</p> <p>収税課主幹 斎藤 伸壽 収税課主幹 青木健太郎</p> <p>国民健康保険課主査 水口 文枝 国民健康保険課主査 敦賀 直幸</p> <p>国民健康保険課主査 高橋 大輔 国民健康保険課主査 粉川 亮介</p> <p>国民健康保険課主任 工藤 美加</p> <p style="text-align: right;">健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131</p>		

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
	〈新規就任委員の紹介〉
	〈事務局挨拶〉
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 16 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。</p> <p>事前に送付しました資料の他に、全部で 2 枚の用紙と、冊子が 2 部ございます。</p> <p>1 点目、本日の席次表が 1 枚</p> <p>2 点目、運営協議会委員名簿が 1 枚</p> <p>3 点目、埼玉の国保 4 月号と 6 月号がそれぞれ 1 部の計 2 部よろしいでしょうか。</p> <p>また、事前にお送りいたしました資料をお持ちいただいていない方は、事務局の方で用意いたしますのでお申し付け下さい。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして 会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>本橋会長よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願ひいたします。</p>
司 会	<p>「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、「議題 1. 令和 4 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について」及び「議題 2. その他」、いずれも公開としております。ご了承いただきたいと思います。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、①傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」、②本日の会議次第、③資料 1～4 の計 6 枚となります。</p> <p>次に、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議</p>

<p>司 会</p>	<p>録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方法でよろしいでしょうか。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局より会議の公開等について説明がありましたが、いかがでしょうか。 説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「会議の公開・非公開」「会議録の記載方法」「会議録の確定」について決定しました。 皆さん、「異議なし」ということですので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは、議事に入らせていただく前に傍聴希望者の確認をいたします。 事務局、傍聴人の方はいらっしゃいますか？</p> <p>[傍聴人あり]</p> <p>傍聴の方に申し上げます。傍聴席においては、発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また、写真撮影・録音等は禁止されております。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。はじめに、議題 1.「令和 4 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について」でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議題 1. 令和 4 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要につきまして、資料 1 から資料 4 を使いまして順にご説明いたします。 各資料の概要を申し上げますと、資料 1 では、令和 4 年度単年度で収支がどうであったかをご説明いたします。資料 2 につきましては、ここ 5 年間の国保特別会計の財政状況の推移を比較するものになっております。資料 3 につきましては、国保の状況をみるうえで主要な項目に絞って、被保険者数・保険給付費・国民健康保険税について、5 年間の推移をみるものとなっております。資料 4 では、令和 4 年度決算での剰余金の扱いと今後の議会などのスケジュールについてご説明いたします。</p> <p>はじめに、資料 1 をご覧ください。「国民健康保険特別会計決算(案)」でございます。上段 (a) ～ (h) の項目が歳入、下段の (ア) ～ (キ)</p>

事 務 局	<p>で示している項目が歳出になります。時間の関係がございましたので、主な項目に絞ってご説明いたします。</p> <p>また、表には予算現額と決算額がありますが、主に決算額を見ていただくこととなります。なお、予算現額とは、当初予算に補正予算を反映したものになります。</p> <p>たくさんの項目がありますが、金額だけでみますと、歳入につきましては、(a) 国民健康保険税と (c) 県支出金だけで歳入全体の約 90%、歳出につきましては、(イ) 保険給付費と (ウ) 国保事業費納付金で歳出全体の約 96%を占めております。これらの 4 項目は関連がありますので、こちらからご説明していきます。</p> <p>まず保険者にとって一番重要な歳出の保険給付費からみていきます。歳出のイ保険給付費の決算額をご覧ください。こちらは決算額が約 207 億円になります。備考にありますように療養給付費のほか、高額療養費や葬祭費など保険給付費の総額になります。皆さまご承知のとおり、保険給付費は、医療費のうち、被保険者の自己負担分を除いた保険者の負担分です。自己負担が 3 割であれば 7 割分ということになります。</p> <p>国保は、以前は各市町村単位で運営をしており、各市町村が自前で保険給付費の財源を確保していました。大まかに言いますと、半分は国保税、半分は補助金などの公費が財源でした。平成 30 年度からは広域化され、県が共同の保険者となり、県が財政運営の主体となりました。これによって、市町村が支払う保険給付費に対しては、ほぼ同額が保険給付費等交付金の普通交付金として入ってくるようになりました。こちらにつきましては、歳入の (c) 県支出金をご覧ください。決算額の約 211 億円のうち、約 207 億円が普通交付金です。こちらが歳出の保険給付費に対応しております。また、(c) 県支出金につきまして、予算と決算の差引がマイナス約 10 億円になっているのは、保険給付費に未執行額があったため、その分の普通交付金が入らなかったものです。</p> <p>保険給付費と県支出金の額に若干のずれがあるのは、保険給付費等交付金の中に普通交付金と特別交付金があり、歳入の中には特別交付金が含まれていることと、保険給付費と普通交付金がほぼ同額と申し上げましたが、100%対応しているわけではなく、年度内に保険給付費の支出に不足のないよう、あらかじめ多めに交付されていることがその理由となります。</p> <p>先ほど、県が財政運営の主体となっていると申し上げましたが、県は普通交付金の財源を確保しないとけません。そのためにまず県は、これまでの被保険者数の推移や医療費の推移などを基に、翌年度に埼玉県全体で必要な保険給付費の額の予測をたてております。</p>
-------	---

<p>事 務 局</p>	<p>この保険給付に必要な額のうち、国や県からの補助金などの公費負担分を除いた額が市町村で負担する分となり、県内の市町村に案分されます。案分された額のうち、所沢市が負担する分が歳出の（ウ）国民健康保険事業費納付金約 93 億円になっております。このようにして納付金を各市町村がそれぞれ県に納めております。</p> <p>市町村は、この納付金を支払うために被保険者から集めた国民健康保険税を使います。歳入の（a）国民健康保険税の欄をご覧くださいますと、約 73 億円となっておりますので、納付金を支払うには不足することになります。不足する分は（d）～（f）にあります繰入金などから充当しております。</p> <p>繰入金の中に、（f）その他市単分とありますが、こちらは運営費繰入金、いわゆる赤字繰入になります。予算現額（A）の部分をご覧くださいますと、約 4 億円となっておりますが、実際に令和 4 年度に繰り入れたのは、6,000 万円となりました。これは、予算策定時の見込みよりも多く国民健康保険税や特別交付金などが確保できたために 6,000 万円の繰り入れで済んだ、ということになります。</p> <p>歳入と歳出の差引額が資料の下部にあります、最終的に形式収支ということで約 2,100 万円のプラスということになりました。</p> <p>資料 1 の説明は以上になります。</p> <p>続きまして、資料 2 をご参照ください。こちらは、本市の国民健康保険特別会計の収支状況の推移をお示したものになります。令和 4 年度につきましては、上段の表の一番右の欄をご覧ください。</p> <p>①歳入から②歳出を差し引いた③形式収支でございますが、資料 1 でご説明いたしましたとおり、約 2,100 万円となっております。</p> <p>次に、④繰越金の 5 億 4,700 万円ですが、前年度の剰余金を次年度に繰り越したものになります。つまり、ひとつ左の列の令和 3 年度の③形式収支の額と同額になります。この令和 3 年度からの繰越金は一旦財政調整基金に積み立てをしております。⑥基金積立金をご覧ください。若干数字が違っておりますが、令和 4 年度中に利子が発生したため、その分も繰り入れしておりますので約 42 万円多くなっております。</p> <p>基金に積み立てた繰越金は、令和 4 年度の内全額を国保特別会計に再度繰り入れております。これが、⑤基金繰入金になります。基金繰入金は、返還金の財源としたうえで、残った額は一般会計からの運営費繰入金と相殺いたしました。</p> <p>前年度からの繰越金に加え、国民健康保険税や交付金で見込みよりも多く収入を確保することができましたので、⑦法定外繰入金は、先ほど資料 1 でご説明したように令和 4 年度は 6,000 万円となっております。</p>
--------------	---

<p>事 務 局</p>	<p>ます。</p> <p>次に⑧一般会計繰出金ですが、令和元年度以降はゼロとなっております。</p> <p>次に⑨実質単年度収支です。③形式収支では約 2,100 万円のプラスでしたが、前年度からの繰越金約 5 億 4,700 万円を入れた上でのプラスになっておりますので、単年度の収支としては約 5 億 2,600 万円のマイナスとなります。</p> <p>また、運営費繰入金（⑦法定外繰入金）が 6,000 万円だったことから、⑩実質的な収支については、約 5 億 8,600 万円のマイナスとなっております。</p> <p>資料 2 につきましては、以上になります。</p> <p>続きまして、資料 3 をご覧ください。こちらは、直近 5 年間の被保険者数・保険給付費・国民健康保険税収の推移を示したものでございます。</p> <p>まず、年間平均の被保険者数からご説明していきます。「全体」・「前期高齢者以外」・「前期高齢者」と分けられておりますが、はじめに左端の「全体」の欄をご覧ください。令和 4 年度の平均被保険者数は 69,116 人でした。平成 30 年度が 79,187 人でしたので、この 5 年間で約 1 万人減少しております。国保の被保険者の数は近年減少傾向にありますが、65 歳から 74 歳の前期高齢者とそれ以外、64 歳以下の被保険者に分けて傾向を見ていきます。</p> <p>「前期高齢者以外」の欄をご覧ください。64 歳以下の被保険者は、この 5 年間で 6,014 人の減少となっております。平成 28 年から始まった国の社会保険加入者拡大施策により、現役世代が国民健康保険から社会保険に移行していった結果、国保の被保険者数は年々減少傾向にありましたが、減少幅は徐々に鈍化傾向にあります。令和 2 年度以降については新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会情勢の悪化のため、多少減少幅が鈍化したとも考えられますが、社会保険への移行が進み、落ち着いてきたとも考えられます。</p> <p>ただ、今後も社会保険の適用条件の拡大は続けられておりますし、コロナの流行も比較的落ち着いてきたことから、5 年度以降も減少傾向は続くものと考えております</p> <p>続いて「前期高齢者」の欄をご覧ください。65 歳から 74 歳の前期高齢者については、この 5 年間で 4,057 人の減少となっております。令和 2 年度と 3 年度を見ると、先ほどの前期高齢者以外と同様に減少幅が少なくなっているのが分かりますが、令和 4 年度には大きく減少しております。</p> <p>前期高齢者の場合、75 歳になって後期高齢者医療制度へ移行するこ</p>
--------------	---

<p>事 務 局</p>	<p>とが主な減少理由になっており、令和 4 年度からは団塊世代の後期高齢者医療への移行が始まったことから、被保険者は大きく減少したものです。令和 2 年度と 3 年度は、終戦前後の出生数が極端に減っていた年代が 75 歳になる時期にあたっていたため、減少幅が少なくなったものになります。団塊世代の後期高齢者医療への移行が、今後 2 年ほど続きますので、前期高齢者の方でも減少傾向が続くと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことから、全体についても、今後も被保険者数は減少していくものと考えております。</p> <p>続きまして、「保険給付費」についてご説明いたします。保険給付費につきましては、被保険者の減少に伴って、総額としては減少傾向である一方、一人当たりの保険給付費は被保険者の高齢化、医療の高度化などにより年々増加している、というのがこれまでの大まかな傾向でした。</p> <p>ところが、令和 2 年度については新型コロナウイルス感染症の拡大による医療機関の受診控え等の影響と思われませんが、保険給付費の総額は前年度に比べて大幅に減少し、また増加する一方だった一人当たりの医療費も下がっておりました。令和 3 年度はその反動からか、前年度に比べ、総額で約 10 億円も増加しております。</p> <p>また、令和 4 年度につきましては、総額は減少しましたが、一人当たりの額につきましては令和 3 年度を上回っております。</p> <p>ここ 2 年間は新型コロナウイルス感染症の影響によりこれまでの傾向とは異なる動きとなっておりますが、これは例外的な状況であると考えられ、全体的な傾向としては、今後も医療費総額は緩やかな減少傾向、一人当り医療費は増加傾向となるものとみております。</p> <p>続きまして国民健康保険税ですが、被保険者の減少に伴いまして、ここ数年は国民健康保険税収も減少傾向でございます。また、社会保険の適用拡大によって現役世代の比較的所得の高い方が国保を抜けることとなりますので、その影響も少なからずあるかと思えます。税収につきましては、徴収努力により、その減少幅を抑えるよう努力しているところでございます。</p> <p>資料 3 につきましては、以上でございます。</p> <p>では次に、資料 4 の令和 4 年度所沢市国民健康保険特別会計剰余金の扱いについてご説明いたします。</p> <p>令和 4 年度におきましては、歳入から歳出を差し引いた形式収支である剰余金は約 2,100 万円となっております。この剰余金の約 2,100 万円につきましては、今年度の繰越金として計上した後に昨年度と同様に国保財政調整基金に積み立て、改めて今年度中に国保特別会計に</p>
--------------	---

事 務 局	<p>繰り入れをしたうえで、保険給付費等交付金の返還金に充当したいと考えております。</p> <p>先ほど資料 1 のご説明の中で申し上げましたとおり、普通交付金は歳出の保険給付費に不足が生じることがないように、少し多めに交付されているものですので、返還金は毎年必ず発生するものになります。精算額はこれから確定となりますが、例年、約 1 億円程度となっております。返還金に伴う補正につきましては、来年 3 月の定例会を予定しているところでございます。</p> <p>資料 4、剰余金の取扱いにつきましての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、議題 1. 令和 4 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要についての説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局より決算の内容についての説明がございました。このことについて、委員の皆さまから質疑またはご意見はありますか。</p>
委 員	<p>資料 1 の歳入の部分、(f) その他市単独分の決算額が 6,000 万円ありますが、この金額の根拠はどのようなものですか。</p>
事 務 局	<p>予算を作成する際に、歳出に対しまして国民健康保険税や交付金などの歳入が不足する分を運営費繰入金としております。令和 4 年度予算では約 3 億 9,000 万円の不足が生じるだろうと見込んでおりましたが、国民健康保険税や交付金などが見込みよりも多く入ってきましたので、最低限 6,000 万円あれば収支がマイナスになることはないであろうということで 6,000 万円の繰り入れとしたものです。</p> <p>ただ、埼玉県や国の運営方針では、運営費繰入金は無くすよう努めなければならないことになっております。どうしても不足してしまう場合は仕方がないと思うのですが、ゼロにするよう言われているのですから、予算で確保した 3 億 9,000 万円を全部繰り入れて翌年度に使えるように備えておく、といったことはできません。</p> <p>今年度は約 2,100 万円の剰余金がありましたが、なるべく余らないようにと考えたうえで繰入金を 6,000 万円としたということでございます。</p>
委 員	<p>昨年度に比べてかなり下がっているというのは、そのような理由からですか。</p>
事 務 局	<p>令和 3 年度に関しては、歳入が多く確保できていましたので運営費繰入金はゼロで済みました。</p> <p>資料 2 をご覧いただきますと、⑦法定外繰入金は令和 2 年度と 3 年度がゼロとなっており、本来これが望ましい形です。令和元年度には 5,000 万円の繰入を行っていますが、できれば繰り入れをしなくて済む</p>

事務局	ようギリギリまで検討した結果、やはり 5,000 万円程度を繰入れなければ足りない、となって繰り入れた結果として約 1,500 万円の剰余金が発生したものです。
議長	他にいかがでしょうか。
委員	資料 2 の⑨実質単年度収支と⑩実質的な収支を見ますと、毎年大幅に数字が違っています。また、剰余金が約 2,100 万円とは言っても、実質は 5 億円以上の不足分があるということでした。 来年度以降、こうした状況を改善していくために、どのような仕組みで運営していこうと考えていますか。また、そうした運営は可能なのでしょうか。
事務局	安定的な運営を行うことが望ましいとは重々承知しておりますが、毎年の納付金等の金額によって、収支にかなりの差が出てきてしまうのが現状です。また、令和 2 年度や 3 年度のように大幅な繰り越しが生じれば、それを次年度に回すことができますが、予測を立てることは困難です。 国民健康保険の保険者としては、保健事業の実施などでなるべく医療費がかからないような形をとったり、保険者努力支援制度など保険者の取組みによって得ることができる交付金を確実に獲得するよう努力して、なるべく安定的な運営ができるよう心掛けてまいりたいと考えております。
委員	なかなか難しいとは承知しておりますが、保険給付費を保険税の収入だけでは賅いきれず、県支出金でカバーしている状況で、県支出金はほぼそれで消えてしまいますから、赤字にしないためにはそれ以外の部分をいかに効率的に行うか、または基金をうまく活用するしかないのではないかと思います。 繰入金の扱いが難しいところですが、少しずつでも年ごとの収支の幅を補正していただければ、と思います。
議長	ほかの委員の方々はいかがでしょうか。質問・意見、何でも結構です。 〔質問・意見なし〕 それでは、資料 4 でご説明いただきました特別会計の剰余金の扱いにつきましては、例年のとおり財政調整基金に積み立てるということでご了承いただいた、ということよろしいでしょうか。 〔委員同意〕

議 長	<p>それでは、皆さんのご承認を得たということで、議題 1 につきましては以上で終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、議題 2 について、事務局より説明をお願いします。</p>
司 会	<p>議題 2 についてご説明させていただく前に、この度、所沢市におきましてマイナンバーの紐づけ誤りという事案が発生いたしましたので、ここで事務局からご報告をさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>それでは、その他といたしまして、ご報告させていただきます。</p> <p>昨今の新聞及びテレビ報道により、すでにご承知の方も多いかと思いますが、本市において、後期高齢者医療の被保険者 1 名について、保険資格とマイナンバーの紐づけ誤りがあったことが判明いたしました。また、この紐づけ誤りにより、本来振り込むべき方とは違う方へ療養費の振込を行ってしまいました。</p> <p>紐づけ誤りが生じた経緯をご説明いたしますと、マイナンバー制度が創設され、平成 27 年に全国民に対しマイナンバーが付番されたところですが、通常はそれぞれの住民記録に対しマイナンバーが付番されたことから、保険資格と住民記録が連動している国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の方は、マイナンバーと保険情報が問題なく連携されております。</p> <p>しかしこの時点で、所沢市の保険資格を有していながら住民票が所沢市にない「住所地特例」制度の対象者については、手作業によりマイナンバーを専用の端末機で検索し、保険資格と紐づける作業が発生いたしました。</p> <p>この「住所地特例」制度とは、元々所沢市にお住まいの方が、他市町村の施設などへ入所された際、住民票を移した後も、本市の保険資格が継続するという制度です。この制度は、介護施設や障害者の入所施設等を多く有する自治体の国保及び後期高齢者医療制度の財政負担を軽減するため、従前より設けられている制度です。</p> <p>今回の事案は、この「住所地特例」の方のマイナンバーを手作業で紐づける際に、同姓同名・同一生年月日の別人のマイナンバーと紐づけてしまうというミスが発生し、それにより誤って紐づけてしまった方が登録済みであった「公金受取口座」に、高額介護合算療養費を 57,516 円振り込んでしまったというものです。</p> <p>市といたしましては、7 月 13 日に当該事案が発覚後、直ちに事実確認を行い、埼玉県及び後期高齢者医療広域連合等の関係機関、マイナンバー制度で関連する庁内各課へ報告を行い、翌日には、報道機関</p>

事 務 局	<p>及び市議会等への発表を行いました。</p> <p>関係者への対応といたしましては、まず本来振り込まれるべき所沢市の被保険者資格を有する方のご家族に謝罪し、改めて療養費の振込を行うことを説明し、ご了承いただきました。また、誤って振り込んでしまった方につきましても、お住まいの市町村を通じて連絡をいたしましたところ、ご本人とお話しすることができましたので、こちらについても謝罪を行い、返金に応じていただけることとなりました。</p> <p>なお、現時点で住所地特例制度を利用されている方が国民健康保険の被保険者で 71 名、後期高齢者医療制度で 221 名おりましたが、この方々のマイナンバーについて全て確認し、誤った紐づけとなっている方はおりませんでした。</p> <p>また、今後、住所地特例となった方につきましては、すでに住民記録とマイナンバーが連携されており、このような手作業での紐づけ作業が生じないことから、紐づけ誤りは生じないものと考えております。</p> <p>紐づけ誤りが生じてしまった詳細につきましては、現在、関係機関からの指示を仰ぎながら、庁内の関連部署とも連携し、調査を進めているところでございます。</p> <p>本件につきましては、国民健康保険運営協議会の皆様に対しましても、ご心配をおかけしており、深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのような誤りが生じることがないように、適切な事務遂行に努めてまいります。</p> <p>マイナンバーの紐づけ誤りについての報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま説明のありました件につきまして、ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>「公金受取口座」は、本来マイナンバーカードを取得する際に、希望する方が登録するものだと理解していますが、この方はマイナンバーカードをお持ちで、「公金受取口座」の登録をしている方だったのですか。</p> <p>それで、同じような方がもう一人いたということなののでしょうか。</p>
事 務 局	<p>対象の方ご自身はマイナンバーカードをお持ちではなかったのですが、ご家族の方から高額介護合算療養費のご申請があった際に、「公金受取口座」への振り込みを希望する旨の記載がありました。</p> <p>誤って振り込みをしてしまった方はマイナンバーカードをお持ち</p>

事務局	で、「公金受取口座」の登録をしておりましたので、元々所沢市にお住いだった方のマイナンバーが誤って紐づけられてしまったために、その方が登録していた「公金受取口座」に振り込まれてしまった、ということになります。
議長	<p>ほかに、この件についてご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>〔質問・意見なし〕</p> <p>それでは、その他について、ほかに事務局から説明があればお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、今後の会議の予定についてご連絡いたします。</p> <p>先ほどお話いたしましたとおり、今年度は賦課限度額の改定がありますので、こちらについてご検討いただくこととなります。</p> <p>つきましては、第2回の協議会を8月23日（水）に開催し、諮問をさせていただく予定になっております。</p> <p>その後、10月の第3回でご審議をいただき、11月の第4回において答申をいただきたいと考えております。</p> <p>審議の進行状況や、そのほかにご審議いただきたい案件がありましたら、開催回数を増やしてご対応いただく場合もありますが、現時点では今回を含めて全5回を予定しております。</p> <p>議題2につきましては以上となります。</p>
議長	<p>事務局から、今後の開催予定が示されました。次回は8月23日（水）に、賦課限度額の引き上げに関する諮問とのことでした。</p> <p>ただいまの件につきまして、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。</p> <p>〔意見・質問なし〕</p> <p>それでは、これにて全ての議事が終了となりました。委員の皆様のご協力に感謝いたしまして、議長の職を解かせていただきます。</p>
司会	<p>本橋会長におかれましては、長時間にわたり議長をお務めいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>最後に、閉会のことばを赤坂職務代理よりお願いいたします。</p>
職務代理	閉会の挨拶

様式第 2 号

司 会	それでは、以上をもちまして国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。 皆様お疲れ様でした。
-----	--

令和5年度第1回 所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

令和5年7月26日現在

代表区分	推薦依頼先	出欠	氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	出	守谷友宏
	いるま野農業協同組合	出	越阪部敦子
	所沢市連合婦人会	出	齋藤千里
	所沢商工会議所	出	中早苗
	公募	出	大久保寛
	公募	出	小野葉子
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	欠	齊藤秀行
		欠	伊藤哲
		出	古敷谷淳
		欠	廣瀬恒
	所沢市歯科医師会	出	下山賢一郎
	所沢市薬剤師会	出	安達秀夫
公益代表	所沢商店街連合会	欠	宇佐美保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	出	赤坂悦
	連合埼玉 西部第四地域協議会	出	矢島伸哉
	所沢市社会福祉協議会	出	本橋栄三
	所沢市自治連合会	出	廣川隆通
	知識経験者	欠	村田美智子
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	出	今井慎
	公立学校共済組合 埼玉支部	出	渡邊しほり
	西武健康保険組合	出	荒川雄三

任期 令和6年12月31日まで